

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年10月29日（平成30年（行個）諮問第189号）

答申日：令和元年7月12日（令和元年度（行個）答申第40号）

事件名：本人からの相談に係る相談票等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成27年特定日，私が特定労働基準監督署に特定事業場の件で相談した際に作成された「労働相談票」及び添付書類一切。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき，その一部を不開示とした決定について，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については，別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し，平成30年6月27日付け福岡個開第183号により福岡労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は，審査請求書の記載によると，以下のとおりである。

黒ぬり部分の全部は開示すべきである。相手方会社と訴訟中で相手方のやりとりを自分のやりとりと併せて全て知る必要がある。本来労基署含めた三者で話すことだから，一方の話しを不開示にする必要はない。そのプライバシーより裁判の公正さの方が重要である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

審査請求人は，平成30年6月6日付け（同日受付）で処分庁に対し，法12条1項の規定に基づき，本件対象保有個人情報の開示請求を行った。これに対して処分庁が一部開示の原処分を行ったところ，審査請求人はこれを不服として，平成30年7月27日（同月30日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求について，原処分において不開示とした部分のうち，下記3（3）に掲げる部分を新たに開示した上で，その余の部分については，原処分を維持することが妥当であると考えている。

3 理由

(1) 保有個人情報該当性について

本件対象保有個人情報が記録された文書は、別表に掲げる対象文書であり、審査請求人から特定事業場の件で相談を受けた際に特定労働基準監督署において作成された相談票である。

(2) 不開示情報該当性について

対象文書の①の部分については、これらの情報を開示すれば、申告処理における調査の手法が明らかになり、労働基準監督官の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法行為の発見が困難になるなど、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。このため、これらの情報は、法14条5号及び7号イに該当し、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

このほか、対象文書の①には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれている。当該情報は、法14条2号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 新たに開示する部分について

原処分において不開示とした部分のうち、対象文書の②の部分については、法14条各号に定める不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、「黒ぬり部分は全部開示すべき。相手方会社と係争中で相手方のやりとりをすべて知る必要がある。」等と主張しているが、上記(2)で述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、保有個人情報ごとに、法14条各号に基づき開示・不開示を適切に判断しているものであり、審査請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、本件開示請求については、原処分において不開示とした部分のうち、上記3(3)で開示することとした部分については新たに開示した上で、その余の部分については、法14条2号、5号及び7号イに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年10月29日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

- ③ 同年11月15日 審議
- ④ 令和元年6月26日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、
本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年7月10日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、5号及び7号イに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分において不開示とされた部分の一部を新たに開示した上で、その余の部分については原処分を維持して不開示とすることが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、以下、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

ア 同欄の(1)について

当該部分は、特定労働基準監督署の審査請求人への対応に係る記載であり、審査請求人以外の個人に関する情報に該当するとは認められず、また、審査請求人が知り得る情報であると認められる。このため、これを開示しても、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 同欄の(2)について

(ア) 当該部分は、特定労働基準監督署が特定事業場の特定職名の者に伝えた内容の記載であり、当該部分のうち、特定事業場の特定の者の職名は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報と同様の内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。その余の部分は、同号に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められない。

(イ) また、当該部分は、特定労働基準監督署が審査請求人である相談者に説明した内容と同様であり、審査請求人が知り得る情報である

と認められる。このため、これを開示しても、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 同欄の(3)について

当該部分には、審査請求人に係る労働相談の結果が記載されており、審査請求人以外の個人に関する情報に該当するとは認められず、また、審査請求人が知り得る情報であると認められる。このため、これを開示しても、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分(1頁の「事業場名」欄並びに2頁の「〈相談の内容〉」欄及び「〈処理状況・意見〉」欄の不開示部分)について

当該部分には、相談処理に係る特定事業場からの聴取内容等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、相談に係る調査の手法・内容等が明らかとなり、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条2号及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、5号及び7号イに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同号イに該当すると認められるので、同条2号及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一、委員 久末弥生、委員 葭葉裕子

別表

1 対象文書	2 不開示とした情報			3 開示すべき部分	
	不開示部分	該当条文 (法14条該当号)			
		2号	5号	7号イ	
相談票	① 1頁の「事業場名」欄の不開示部分， 2頁の「〈相談の内容〉」欄 1行目 1文字目ないし 15行目 36文字目及び 17行目 8文字目ないし最終文字， 「〈処理状況・意見〉」欄 4行目 1文字目ないし 5行目最終文字， 10行目 1文字目ないし 11行目 6文字目， 11行目 9文字目ないし 11文字目， 12行目 24文字目ないし 21行目， 「処理結果」欄 2列目 1行目	○	○	○	(1) 2頁の「〈相談の内容〉」欄 4行目及び 12行目 (2) 2頁の「〈処理状況・意見〉」欄 21行目 7文字目ないし最終文字 (3) 2頁の「処理結果」欄 2列目 1行目
	② 1頁の「〈相談の内容〉」欄の不開示部分， 2頁の「〈相談の内容〉」欄 15行目 37文字目ないし 17行目 7文字目及び空白部分， 「〈処理状況・意見〉」欄 11行目 7文字目ないし 8文字目， 12文字目ないし 12行目 23文字目及び空白部分， 「処理結果」欄 1列目及び 2列目 2行目ないし最終行	新たに開示			